（払渡方法等の変更の届出）

第五十七条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３　（略）

（所在不明の届出等）

第五十八条　（略）

２　前項の届書には、遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

３～５　（略）

（死亡の届出）

第五十九条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３～５　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

３　（略）

（添付書類の省略等）

第六十五条　（略）

２・３　（略）

４　第一章から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書又は届書に添えることを要しないものとする。

５　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（払渡方法等の変更の届出）

第五十七条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３　（略）

（所在不明の届出等）

第五十八条　（略）

２　前項の届書には、遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

３～５　（略）

（死亡の届出）

第五十九条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３～５　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

３　（略）

（添付書類の省略等）

第六十五条　（略）

２・３　（略）

４　第一章から第三章までの規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書又は届書に添えることを要しないものとする。

５　（略）